

第15回議会改革協議会 協議概要

- 1 日 時 平成28年7月4日（月）
午後1時30分から午後2時59分まで
- 2 会 場 議会棟3階 第1委員会室
- 3 出席者 （委員）向後委員長、白鳥副委員長、
麻生委員、岩井委員、植草委員、小川委員、近藤委員、
三瓶委員、中村委員、福永委員、松坂委員、村尾委員、
山本委員
（事務局）大木事務局長 ほか11人
- 4 傍聴者 （議員）岩崎議員
（一般傍聴者）1人

5 協議事項及び協議結果

（1） 常任委員会の機能強化について

① 常任委員会の開催方法の見直しについて

会派での協議結果を報告した後、意見交換を行った。主な意見は、次のとおり

- ・ 今までどおり同時開催で開催すべきである。他市は、委員会室が足りないとの理由で分散開催しているので、同時開催が可能な本市が分散開催とする必要はない。常任委員会の開催方法よりも、定例会の会期日程の早期確定が重要である。本市は、全員参加による議案研究を行った後、常任委員会の審査に臨んでおり、分散開催とし、いたずらに会期日程を延ばすべきではない。
- ・ 市民が参加しやすい場をつくるべき。分散開催が望ましい。
- ・ 本市では、議員全員が参加し自由に質問ができる議案研究を行った上に、さらに議案質疑もできる丁寧な運営が行われている。これらを踏まえた上で常任委員会が開催されているので、現状のとおり同時開催が望ましい。分散開催なら、現状の会期日程に影響がないことが前提となる。
- ・ 分散開催すべきである。ただし、委員会中継が可能となれば、現在の開催方法でも構わない。

これらの意見を踏まえて、委員長から、今回で協議を中止し、9月以降に実施予定の予算・決算審査特委分科会の分散開催の検証結果を踏まえて、協議を再開することが提案され、協議の結果、了承された。

② 所管事務調査の充実について

会派での協議結果を報告した後、意見交換を行った。主な意見は、次のとおり。

- ・ 現状においても、特段ルールを設けなくとも委員長主導の下、所管事務調査を充実させることが可能である。
- ・ 所管事務調査を積極的に行うためのルールづくりが必要である。
- ・ 今のままで積極的な所管事務調査を実施することは可能であり、改めてルールを設けなくともよい。常任委員会を活性化させていくためには、正副

委員長が強いリーダーシップを発揮していく必要がある。

- ・ 請願・陳情の審査の際に、現地調査し、議論を深めることも重要である。

これらの意見を踏まえ、委員長が、①正副委員長のリーダーシップによる年間調査テーマの設定の必要性、②所管事務調査を積極的に実施して行くに当たってのルールづくりの必要性を論点として整理し提示した。この2点について、各会派で協議の上、次回、その結果を報告することとなった。

③ その他

委員長から、議会基本条例の協議を再開する時期に来ていることから、たたき台案を提示した上で、協議を始めたい旨の提案があった。

これに対し、委員から、条例は全会一致で進めるべきものであり、議論がまとまらない場合でも、正副委員長一任で進めることはしないことを確認する意見が述べられる一方、条例として取りまとめる方向をよしとし、制定しないのであれば、その理由を示す必要があるとの意見が述べられた。

委員長が条例を制定するか否かの議論から始めることを確認した後、たたき台案を提示することが了承された。委員長から委員に7月中にたたき台案を送付し、次回、その説明を行うことになった。

(2) 次回の開催日程について

第16回協議会は、平成28年8月10日(水)午前10時から開催することとなった。